

「山本高之とアーツ前橋の BEYOND 20XX 未来を考えるための教室」展
の記録集発行遅滞に関する経過（別紙）

| 日付 | 出来事 | 内容 |
|---------|---|--|
| （平成31年） | | |
| 3月16日 | 当時の館長（以下、「館長」）から山本氏へメール | メールの内容の一部に、「山本作品の制作プロセスと会期中の仕掛け」をドキュメント（記録集を作成）する旨記載 |
| （令和元年） | | |
| 5月16日 | 本展開催起案決裁 | 起案中には、ドキュメント発行として、「会期前に発行するのではなく、会期中のドキュメントやクローズドなトークイベント、未来に向けて始まった取り組みや外部の批評家なども執筆するテキストを収め、年度内に発行予定」と記載 |
| 5月22日 | 山本氏と作品制作業務委託契約を締結 | |
| 8月8日 | 担当学芸員*（臨時職員）が山本氏の台割案を館内に展開 *本展担当学芸員は、正規職員と臨時職員の2名。 | 山本氏からは8月5日に台割案が提出された。 |
| 8月12日 | 担当学芸員（臨時職員）が寄稿者の素案確認メール送付 | 8/18正午までに寄稿者を確定したい旨が連絡される。 |
| 8月17日 | 館長から担当学芸員（臨時職員）へメール送付 | メールには、原案は再検討が必要なため、期限を設定していたものは無くし、考え直すよう指示 |
| 8月20日 | 記録集に関する学芸会議及び打合せ | 複数回の会議の中では、契約上、当初山本氏と合意していた「展覧会の記録集」を作成しない。もしくは、「別の目的の冊子」の発行を検討している旨の発言が確認された。 |
| 8月27日 | | |
| 9月3日 | | |
| 9月23日 | アーツ前橋から対案の台割案が山本氏へ送付される | 担当学芸員が対案を作成。当初合意内容の展覧会の記録ではなく、過去の事業の振り返りに比重が置かれた内容となっている。 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|--|
| 9月26日 | 記録集に関する協議 | 出席：館長、学芸員（3名）、山本氏 担当学芸員は、「5月の段階から発行は無理だと思っていた。」という旨の発言をし、館長はアーツ前橋側の内容を受入れるよう伝え、協議を終了した。 |
| 9月28日 | 館長から学芸員へメール | 10月2日の部課長説明用に、9月26日の協議に関して経過報告を作成するよう指示。完成した経過報告書には事実経過と異なる内容が記載。 |
| 9月30日 | 担当学芸員（臨時職員）が退職 | 2名の担当のうち、編集担当であった学芸員（臨時職員）が任用期限のため退職。 |
| 10月 2日 | 文化スポーツ観光部長及び文化国際課長へ館長が発行中止の説明を行う | 記録集を作成するという作家との当初合意の内容が説明されないことや時系列の説明について事実と異なる経過説明が行われる。 |
| 10月11日 | 第1回目法律相談 | この法律相談において館長が記録集を作ることはないと言明したため、アーツ前橋側の意思として発行は中止の方向で事務処理を進めることを確認。 |
| 10月24日 | 前橋市が記録集発行中止の協議書を山本氏へ送付 | |
| 10月29日 | 山本氏より協議書に対する回答が届く | 前橋市として記録集が発行できない理由を文書で示すこと、前橋市及びアーツ前橋内部の意思決定過程の開示を求め、アーツ前橋が的確に記録集の指示を出していたことの証拠を示してほしいというもの。 |
| 11月 5日 | 法務担当部課より副館長（cc館長、担当学芸員）あてメール | 2回目の法律相談に向けて、保有している証拠書類を全て提出するよう法務担当部課から指示。 |
| 11月13日 | 法務担当部課より副館長（cc館長、担当学芸員）あてメール（2回目） | 2回目の法律相談に向けて、保有している証拠書類を全て提出するよう法務担当部課から再度の指示。 |
| 11月28日 | 山本高之氏の要望（10/29付発出）に対する前橋市の回答を発出 | 本回答書は、担当学芸員からの報告書に基づき作成されたものであるが、その後の検証により、事実とは異なる内容が複数含まれていたことが判明した。 |
| 12月 3日 | 第2回目法律相談 | |

| (令和2年) | | |
|--------|--|---|
| 9月25日 | 山本氏から代理人を通じて損害賠償請求が通知される。 | |
| (令和3年) | | |
| 2月 2日 | 担当学芸員から第4回の法律相談に向けて追加提出された資料を提出 | 相手方に適切な指示を出した物証はなく、逆に、契約前(平成31年3月16日)に館長が作家に対し、本展記録集の内容について「ディレクター」として委任したと捉えられる内容が記載されたメールが初めて提出された。 |
| 2月 4日 | 第4回目法律相談 | 2月2日の追加提出資料により、担当学芸員が館長、同学芸員及び山本氏との間でやりとりされた未提出のメールを多く保有していることが判明。これまでの山本氏の債務不履行の論拠を覆し、市側の債務不履行となりかねない物証もあり、「係争となった場合には市側の敗訴となる可能性が高い。」との見解が示される。 |
| 3月18日 | 和解に向けた協議を実施するため、市顧問弁護士と本件に関する弁護士委託契約を締結 | |
| 4月30日 | 山本氏に対して代理人通知を行うとともに、前橋市側の瑕疵を認め、未発行となっている記録集の発行に向けた手続きと未払いの契約金について支払いを進めるための協議をしたい旨の文書を送付 | |
| (令和4年) | | |
| 2月15日 | 代理人同士で面会 | 賠償金、記録集の発行に向けた協議内容の確認とともに、山本氏から館長及び担当学芸員より直接の謝罪もしくは市として謝罪文をホームページに掲載して欲しい旨の要望を確認。 |
| 3月24日 | 本市の関係課会議を開催 | 2月15日の要望に関して、対応方法 |

| | | |
|--------|-------------|---|
| | | を関係課会議で検討。経過説明と検証結果に伴う謝罪文等により対応をする方針を決定。 |
| 8月31日 | 本市の検証作業終了 | これまでの検証でアーツ前橋内部に記録が残っていなかった平成30年12月のミーティング、令和元年8月～9月に開催された記録集に係る会議・打合せの音声記録及び書起こしを追加確認した上で、再度、法的な瑕疵について検証。館長、担当学芸員の主張は事実と異なり、令和元年9月3日の時点で既に記録集発行中止について話し合われていたことが判明。本市側の弁護士にも確認し、前橋市側の法的瑕疵が確定的となる。不法行為とも債務不履行とも解釈可能な内容であると同弁護士から意見をもらう。 |
| 9月8日 | 山本氏に対し謝罪文発出 | |
| 12月16日 | 山本氏と和解契約を締結 | 和解書には、本市が山本氏に対して80万円の賠償金を払う義務があることを認めること、本市が本展記録集を発行すること、発行遅滞の経過及び謝罪文をアーツ前橋ホームページのトップページに12か月間掲載すること等が明記されている。 |